

高齢者の方への虐待を発見時の通報体制

平成18年4月1日に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」により、高齢者の方への虐待を発見した方には、通報義務が生じるようになりました。

当院では、高齢者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため通報体制を整備しました。

高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組み、高齢者の方を虐待から守よう努めます。

高齢者虐待の例としては、次のようなものがあります。

身体的虐待	…	暴行、拘束など
性的虐待	…	わいせつな行為の強要など
心理的虐待	…	暴言、差別的な言動など
放棄・放任（ネグレクト）	…	食事などの世話をしない、長時間の放置など
経済的虐待	…	財産や年金などを勝手に使うことなど

医療機関は高齢者虐待を発見しやすい立場にあります。高齢者虐待防止等のための必要な措置を講ずるとともに、高齢者虐待の早期発見にご協力するとともに、発見した際は、公的機関へ通報いたします。

【 行政機関の通報・相談窓口 】

【 東京都 】

＊ 市町村又は地域包括支援センターの高齢者虐待対応窓口へ

【 練馬区 】

● 養護者による高齢者虐待に関する相談

※ 養護者＝高齢者の世話をしている家族、親族、同居人

北町地域包括支援センター

〒179-0081 練馬区北町2-26-1

窓口受付：月曜～土曜日 8:30～17:15

TEL：03-3937-5577

FAX：03-5984-4721

● 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談

※ 養介護施設従事者等＝養介護施設や介護サービス事業等の業務に従事する者

練馬区光が丘総合福祉事務所高齢者支援係

〒179-0072 練馬区光が丘2-9-6

窓口受付：平日 8:30～17:15

TEL：03-5997-7762

FAX：03-5997-9701

【緊急の場合】

＊ 最寄りの警察署へ通報いたします。 光が丘警察署 TEL：03-3581-4321 又は 110番